

毎週火、金曜日発行(但休日ではあるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る山陰酪農講習所の
定朝監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第七十五号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る山陰酪農講習所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十二年三月二十九日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 小谷善高

同 上根政幸

監査箇所 執行年月日

山陰酪農講習所 昭和三十三年二月十九日

山陰酪農講習所 昭和三十三年二月十九日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 小谷善高

同 上根政幸

本講習所の前身は、鳥取、島根両県の有志によつて設立された財団法人山陰酪農講習所の諸施設を昭和三十一年度当初予算案会における議決により、同年五月これを買収し県営として発足、業務開始している。今回の監査は、買収後における業務の運営状況、特に本講習所の酪農指導機関としての基盤が如何に確立されつつあるかにつき実施した。

その結果所長以下職員は設立趣旨に副つて、その基盤造成に努力していることは認められるが本機関に対する県の基本的方針の確立もなく、しかも人的、予算的にみ

ても暫定的措置と思われるふしも強くその肉付がないままに業務を開始し今日に至るもその機能を發揮してないことは行、財政的効率的見地からして洵に遺憾である。よつて県は、本機関の立地条件その他を慎重考慮しその目的達成に最も適合する基本の方針を早期に樹立しもつて積極的業務の推進を図らしめるよう措置すべきである。

なお業務の状況その他につき次の点考究善処されたい。

一 職員は所長以下五名(内出納員一名)であるが所長は、有畜営農指導所長並びに大山牧場長の要職を兼務しているため、実質的には当所の運営に専念でき難い面が多分に認められる。

また講習生は発足当初応募者二十三名に対し十六名入所決定し現在十二名(内島根県四名)が在所しているが、このうち五名は旧財団法人時代の生徒を引続き講習生として在籍せしめている。

二 家畜の状況は、乳牛四頭(うち国貸付牛一頭)種山羊一頭を飼育しているのみであるが中小家畜を導入

し、弓浜地帯における営農指導等を加味した経営方針の確立が先決要件と思われるので既述した基本問題とともにこの点考究されたい。

三 施設々備の状況は、旧財団法人時代のものを引継したもので余り見るべきものはない。特に農機具、畜舎の整備は喫緊整備を要するものと認めた。

四 旧財団法人山陰酪農講習所の財産の取得については直接主管当局が当り概ね円滑に買収しているものと認められたが、敷地、ほ場等の購入坪数は公簿面積により買収登記しているが実面積を適確に調査し確認して置く必要がある。

五 ほ場の適確な作附計画を樹立すべきである。

即ち、家畜飼料は濃厚飼料に依存しているが自給体制の早期確立、並びに客土その他による地力の培養等効率的作付計画を樹立し、業務運営の円滑なる推進を図るよう総合的業務実施につき格別の配意が必要である。

なお生産物の引継状況及び業務実績等は明確に整備保

存すること。

六 経理出納事務につき次の点留意されたい。

一 会計公簿類の記帖整理は、一層厳格、適正にすること。

二 部外からの要請による旅行命令は経費負担を区分し適確に行うこと。

三 雑手当(生徒手当)の支給区分、方法が明確でないので統一を図る必要がある。